

新潟市民生委員推薦会地区推薦準備会設置要綱

(設 置)

第1条 新潟市民生委員推薦会における民生委員の推薦を円滑にするため、新潟市民生委員地区協議会単位に新潟市民生委員推薦会（以下「民生委員推薦会」という。）の下部組織として、新潟市民生委員推薦会地区推薦準備会（以下「地区推薦準備会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 地区推薦準備会は、民生委員推薦会の諮問に応じ、地区内から厳正かつ公平に人選を行ない、民生委員として適格な候補者を民生委員推薦会に内申することを目的とする。

(組 織)

第3条 地区推薦準備会の委員の定数は、7人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから民生委員推薦会委員長が委嘱するものとする。

- (1) 地区の民生委員協議会の代表者
- (2) 地区の社会福祉関係団体の代表者
- (3) 地区の教育に関係のあるもの
- (4) 地区の学識経験のあるもの
- (5) 地区の自治会（町内会）の代表者
- (6) 地区の婦人の代表者

(任 期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員が次の各号の一に該当する場合には、任期中であっても委員長はこれを解嘱するものとする。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 委員にふさわしくない非行のあった場合
- (3) 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合

(資 格)

第5条 委員が第3条に規定する資格を失った場合は、その職を失うものとする。

(委員長)

第6条 地区推薦準備会に委員長1人を置くものとする。

- 2 委員長は委員の互選による。
- 3 委員長の任期は、地区推薦準備会で定める。
- 4 委員長は地区推薦準備会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席により成立し、議事は非公開とする。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、委員長が決する。

(庶務)

第8条 地区推薦準備会に書記1人を置くものとする。

- 2 書記は、委員長の指揮を受け、地区推薦準備会の業務を掌理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会務について必要な事項は、民生委員推薦会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成10年8月1日委嘱の委員については、第4条第1項の規定に係わらず、任期は委嘱の日から3年とする。
- 2 この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

- 1 平成19年8月1日委嘱の委員については、第4条第1項の規定に係わらず、任期は委嘱の日から平成22年9月30日までとする。
- 2 この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

- 1 委員の任期については、第4条第1項の規定に係わらず、委嘱の日から平成25年4月30日までとする。
- 2 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。